

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 弘前市
- 二 構造改革特別区域の名称 弘前ハウスワイン・シードル特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 弘前市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第百六十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟市
- 二 構造改革特別区域の名称 新潟市国際創業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新潟市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 田原市
- 二 構造改革特別区域の名称 地産地消の食育による安心子育て特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 田原市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊野市
- 二 構造改革特別区域の名称 熊野市どぶろく・果実酒・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊野市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 二 構造改革特別区域の名称 志摩市なごやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 志摩市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 江田島市
- 二 構造改革特別区域の名称 江田島市にこにこ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 江田島市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）